

投票日 7月4日(日) 午前7時～午後8時

東京都議会議員選挙



投票日 **7/4** 日 7:00-20:00

東京都議会議員選挙

3密をさけて期日前投票へ!
6/26土 - 7/3土
期前・当日投票所は、区役所・区民センター・区民活動センターに設置します。

新型コロナウイルス感染症対策を!
 投票所では、マスク着用、手指の消毒にご協力ください。

これで、あなたも選挙通! TOKYOニュー・TOHYOマニュアル!
 浜辺美波さんからのビデオメッセージも公開中!

選挙当日は投票所が混み合う可能性があります。

期日前投票 6月26日(土)から

積極的にご利用ください

仕事・旅行・病気などで7月4日(日)に投票所に行けない方は、期日前投票をすることができます。7月5日までに18歳になる方で、期日前投票を行う日に17歳の方も期日前(不在者)投票所で不在者投票ができます。

持参する物 「選挙のお知らせ」裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書(兼請求書)」

- ▶期日前(不在者)投票所にも備えてあります。区ホームページからも取り出せます。
- ▶記入を済ませておくとスムーズに投票できます。

期日前(不在者)投票所

時間 午前8時30分～午後8時(イトーヨーカドー四つ木店を除く)

期間	会場
6/26(土)～7/3(土)	区役所1階正面玄関(立石5-13-1)
	亀有地区センター(亀有3-26-1リリオ館7階)
	金町地区センター(東金町1-22-1)
6/27(日)～7/3(土)	堀切地区センター(堀切3-8-5)
	新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)
	高砂地区センター(高砂3-1-39)
	西水元地区センター(西水元5-3-1-101)
	イトーヨーカドー四つ木店2階(四つ木2-21-1) ▶6/27(日)・28(月)・7/3(土)午前9時～午後8時 ▶6/29(火)～7/2(金)午前10時～午後8時

※期日前投票はお住まいの地域にかかわらず、どの会場でも投票できます。
 ※車で来場する場合は、区役所またはイトーヨーカドー四つ木店をご利用ください。

選挙公報や開票の参観などについては2面をご覧ください。

投票所への車での来所はご遠慮ください。
 【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎03-5654-8493～6

新型コロナウイルス感染症対策を実施します

投票所での対策(期日前(不在者)投票所も同様)

- ▶手指用消毒液の設置
- ▶投票管理者・投票立会人・投票所職員のマスク着用
- ▶定期的な換気や記載台・鉛筆の消毒
- ▶飛沫感染対策用パーテーションの設置

..... 感染防止対策へのご協力をお願いします

- ▶鉛筆やシャープペンシルを持参して記入できます
- ▶入口での手指消毒 ▶周りの方との距離を保つ
- ▶マスク着用や咳エチケット、来場前後の手洗い

葛飾区で投票できる方

平成15年7月5日までに生まれた日本国民で、令和3年3月24日までに葛飾区に転入の届け出をし、選挙人名簿に登録されている方が書けない方や身体に障害がある方は、代理・点字投票ができます。投票所の係員にお申し出ください。

住所を変更した方

住所変更の種類	条件など	投票の可否など
都内から葛飾区に転入した場合	令和3年3月25日以降に都内の区市町村から転入し、届け出をした	前住所地で投票できる場合があります。前住所地の選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。
葛飾区から都内へ転出した場合※	▶令和3年3月25日以降に転出先に転入の届け出をした ▶葛飾区の選挙人名簿に登録されている	左の条件全てに該当する方は、葛飾区で投票できます。現住所地の住民票の写し(選挙用は無料)などがあるとスムーズに投票できます。
葛飾区内で住所を移した場合	令和3年6月11日までに転居の届け出をした	転居後の投票所で投票してください。
	令和3年6月12日以降に転居の届け出をした	転居前の投票所で投票してください。

※2回以上都内で住所を移した方でも投票できます。

不在者投票ができます

次のいずれかに該当する方は、葛飾区の投票所以外で投票ができます。

- ①出張などで区外に滞在中の方
- ②都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院または入所している方
- ③一定等級の身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険で「要介護5」の認定を受けている方 ※事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

投票用紙の請求方法など、詳しくは「選挙のお知らせ」や区ホームページをご覧ください。③を利用する方は6月30日(水)午後5時(必着)までに請求をお願いします。

「選挙のお知らせ」を忘れずに!

6月25日(金)ごろ、世帯の対象者全員分を一つの封筒に入れてお送りします。投票の際は投票所を確認の上、ご自分の「選挙のお知らせ」をお持ちください。

届かない、紛失した、忘れたという場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

